

羅臼町告示第 30 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 5 第 1 項及び第 167 条の 11 第 2 項の規定に基づき、令和 5・6 年度において羅臼町が発注する物品の購入、役務の提供等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札等」という。）に参加する者に必要な資格等を次のとおり定める。

令和 4 年 1 月 25 日

羅臼町長 湊屋 稔

第 1 資格要件

1 資格の種別

競争入札等の参加に係る資格審査（以下「資格審査」という。）の対象とする資格の種類は、別表に掲げるものとする。

2 共通的資格要件

羅臼町が発注する契約に係る競争入札等に参加できる者（以下「競争入札参加資格者」という。）に必要な資格（以下「資格」という。）の要件は、次の(1)～(4)（政令第 167 条の 4 関係）及び(5)に該当しないこととする。

- (1) 未成年者、成年被後見人、被保佐人及び被補助人（ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者
- (4) 契約に関して不正行為を行い、競争入札への参加を排除されている者
- (5) 次に掲げる税等に滞納がある者
 - ア 羅臼町税等
 - イ 消費税及び地方消費税

3 契約の種類による資格要件

(1) 物品の購入、役務の提供等に係る契約

次に掲げる要件をいずれも満たしている者とする。

- ア 審査基準日において、引き続き 1 年以上その事業を営んでおり、かつ、直前 1 年間にその事業に係る売上高を有していること。
- イ 法令に基づく許可、免許、登録等（以下「許可等」という。）を営業の要件とする業務又は物品の調達においては、その許可等を受けていること。
- ウ 契約の確実な履行に必要とする従業員（代表者も含む。）数を有していること。（法令等で定めがある場合はその人数を有していること。）

4 資格要件の特例

中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）第 3 条に規定する中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）第 3 条第 1 項第 7 号に掲げる協業組合（以下「協業組合」という。）については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次のいずれかに該当するときは、3 に規定する契約の種類による資格要件のうち営業年数に係る資格要件は、適用しない。

- (1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。
- (2) 中小企業等協同組合法第3条第4号に掲げる企業組合（以下「企業組合」という。）及び協業組合にあっては、設立の際に競争入札参加資格者であるものが構成員の過半数を占めているとき。
また、(1)に該当する場合は、3の(2)及び(3)の資格要件のうち、事業に係る事業高又は売上高について、当該組合と組合員（組合が指定する組合員）の合計値とすることができる。

5 審査基準日

資格審査の基準日は、令和4年12月1日です。

第2 資格審査の申請手続

1 申請の時期

資格審査の申請は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める時期にしなければならない。

- (1) (2)から(5)までに掲げる者以外の者

ア 郵送による場合

令和4年12月12日（月）から令和5年1月31日（火）まで。

（令和5年1月31日消印有効）

イ 持参による場合

令和4年12月12日（月）から令和5年1月31日（火）まで。

（土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで）

- (2) 共同企業体

当該共同企業体が結成されたとき。

- (3) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を受けた中小企業組合等

(1)に定める時期及び当該企業組合又は協業組合が設立されたとき。

- (4) 設立の際の構成員の過半数が競争入札参加資格者である企業組合又は協業組合

(1)に定める時期及び当該企業組合又は協業組合が設立されたとき。

- (5) 町長が特に必要と認めた者

町長の指定する日

2 申請の方法

第1の3(1)については、羅臼町独自様式を用いて提出するものとする。なお、羅臼町独自様式の入手方法は次のいずれかとする。

ア 羅臼町ホームページからダウンロードする。

イ 羅臼町建設水道課から郵送により受け取る。

〔返信先の宛名を明記した返信用封筒（角2号A4サイズ）と切手140円分を同封すること。〕

ウ 羅臼町役場建設水道課窓口で直接受け取る。

- (2) 申請書に添付する書類

羅臼町で指示する書類

- (3) 申請の方法

ア 申請書は、郵送又は持参により提出すること。なお、持参の場合は提出のみで、当日の審査は行わない。

イ 郵送、持参の各方法にかかわらず、必ず返信先の宛名を明記し84円切手を貼付した封筒（A4判横三つ折用）を申請書に同封すること。

- (4) 申請書の送付先及び提出先

ア 郵送の場合

宛名 〒086-1892 北海道目梨郡羅臼町栄町 100 番地 83
羅臼町建設水道課建設水道係

イ 持参の場合

提出場所 羅臼町役場 建設水道課窓口（庁舎 2 階）

(1) 申請書様式

資格審査申請書の様式は、羅臼町独自様式を用いて提出するものとする。なお、羅臼町独自様式の入手方法は次のいずれかとする。

ア 羅臼町ホームページからダウンロードする。

イ 羅臼町建設水道課から郵送により受け取る。

〔返信先の宛名を明記した返信用封筒（角 2 号 A4 サイズ）と切手 140 円分を同封すること。〕

ウ 羅臼町役場建設水道課窓口で直接受け取る。

(2) 申請書に添付する書類

羅臼町で指示する書類

(3) 申請の方法

ア 申請書は、郵送又は持参により提出すること。なお、持参の場合は提出のみで、当日の審査は行わない。

イ 郵送、持参の各方法にかかわらず、必ず返信先の宛名を明記し 84 円切手を貼付した封筒（A4 判横三つ折用）を申請書に同封すること。

(4) 申請書の送付先及び提出先

ア 郵送の場合

宛名 〒086-1892 北海道目梨郡羅臼町栄町 100 番地 83
羅臼町建設水道課建設水道係

イ 持参の場合

提出場所 羅臼町役場 建設水道課窓口（庁舎 2 階）

第3 登録者名簿・資格の等級区分の公表

登録者名簿及び資格の等級区分は、次に掲げる方法により公表する。

1 羅臼町役場建設水道課にて令和 5 年 3 月下旬より公表予定。

2 羽臼町ホームページにて令和 5 年 3 月下旬より公表予定。

第4 資格の有効期間

資格の有効期間は、令和 5 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までとする。

第5 資格の消滅

第 1 に規定する資格要件に該当しないこととなったときは、当該資格を取り消す。また次のいずれかに該当することとなったときも同様とする。

1 競争入札参加資格に係る営業を廃止し、又は譲渡したとき。

2 競争入札参加資格の申請（変更に関する届出を含む。）において虚偽の申請をした者。

第6 資格の再審査の申請

次のいずれかに該当する者で引き続き競争入札参加資格を得ようとするものは、資格の再審査の申請を行うことができる。

1 競争入札参加資格を有する者の事業又は営業が相続、合併、譲渡又は会社の分割により移転されたとき。

2 競争入札参加資格を有する共同企業体の構成員の事業又は営業が相続、合併、譲渡又は会社の分割に

より移転されたとき。

- 3 競争入札参加資格を有する中小企業等協同組合（企業組合を除く。）が、その構成員（競争入札参加資格者である者に限る。）を変更したとき。
- 4 競争入札参加資格を有する企業組合又は協業組合が、その構成員を変更したとき。
- 5 競争入札参加資格を有する者が会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生手続の開始決定を受けたとき。

別表
資格の種類

1 物品の購入等

大分類	中分類
産業用機械器具類	土木建設機械器具、農林業用機械器具、漁業用機器及び資材、設備用機器及び資材、電気・通信機器及び資材、工作機械器具、印刷機器及び資材、建材類、原材料類、農林業用種苗薬品資材類、工業薬品・火薬類、機械修繕、水道資材、その他産業用機械器具類
医療機器類	医療機器、医療用品類、医薬品、その他一般薬品資材類
教育研究用機器類	教材用各種用品、理化学機器・計測機器及び資材、図書及び定期刊行物、運動具、動物、その他教育研究用機器類
事務用機器類	事務用機器、家具・調度品、文具・用紙類、写真類、複写類、製本、その他事務用機器類
車両・車両用品類	自動車、自転車・その他車類、車両用品、車両修繕
油脂・燃料類	車両燃料、暖房燃料、その他油脂類
被服・繊維皮革類	被服類、寝具類、靴鞄類、その他一般繊維皮革類
その他	保安消防器材、記章・プレート・旗類・広告用品、看板類、時計・貴金属類、食料品類、金物・陶磁器類、日用雑貨、洗たく、その他の物品
百貨店	百貨
印刷物の製造	平版印刷、フォーム印刷、地図印刷、その他の印刷
印章の製造	印章
複写機の保守サービス	複写機の保守サービス
物品の賃貸借	複写機、電子計算機、自動車、その他
物品の買受	金属類、古紙、その他物品の買受け

4 役務の提供等

大分類	中分類
役務の提供等	清掃業務、警備業務、電気・通信設備保守業務、機械設備等保守業務、建物環境衛生管理業務、電算処理業務、廃棄物処理業務、調査・検査・分析業務、調査研究・企画立案業務、道路施設等管理業務、除雪業務、施設管理・運営業務、漏水調査、その他業務